

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年12月11日（月）15:00

発表項目	釧路総合振興局食堂の出店者の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	釧路総合振興局職員等への昼食の提供を目的とする食堂の出店者を公募します。		
	1 出店の条件		
	出店場所	釧路総合振興局地下1階食堂144.59㎡	
	出店期間	令和6年4月から最長5年間	
	必須営業時間	開庁日の午前11時30分～午後1時30分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日は営業できません。	
	施設使用料及び加算料金	施設使用料：R5年度の年額約702千円 ※上記の額は100%とした場合の施設使用料ですが、負担可能な割合（50%以上）を提案していただきます。	
		加算料金：暖房料及び警備料等を面積按分で算定（R5年度の年間実績額約211千円） ※その他に電気・ガス等の子メーターを設置しているものは実費相当分を負担していただきます。	
	応募資格	道内に本店、支店又は営業所を有する法人ほか ※ 諸条件についてはホームページ上で公表しています。	
	2 職員数及び利用状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路総合振興局庁舎内職員：約280人 ・1日平均38食程度（令和4年度実績） 		
3 出店者の選定方法			
出店を希望する者から食堂施設の管理・運営及び営業等に関する企画提案を求め、その内容を審査し、最も評価された者を出店者として選定します。			
4 スケジュール			
令和5年12月11日（月）～ 令和5年12月25日（月）	応募申請書類提出期間		
令和6年1月15日（月）	企画提案書類の提出期限		
令和6年1月下旬	出店予定者の決定・通知		
令和6年4月～	オープン		
5 公募に関する受付場所			
<ul style="list-style-type: none"> ○名称：釧路総合振興局総務課 ○住所：釧路市浦見2丁目2-54 ○連絡先：0154-43-9122 ○公募に関するホームページアドレス（釧路総合振興局総務課のページ） http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/index.htm 			
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	釧路総合振興局総務課長 岩佐 (0154-43-9120)		

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、出店者とする手続を実施する。

令和5年12月11日

北海道釧路総合振興局長 木村 英也

1 出店場所

- (1) 名称 釧路総合振興局食堂
- (2) 所在 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局地下1階
- (3) 占有面積 144.59平方メートル(厨房、食品庫 48.20平方メートル、食堂 96.39平方メートル)

2 公募の参加にあたって必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 良質な食材及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (2) 個人を除く法人等の場合には、道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (3) 個人の場合には、釧路総合振興局管内に在住していること
- (4) 過去2年間に一日当たり1食堂施設で平均40食以上の提供実績があること
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと、又は指名の停止を受けたが既に停止の期間を経過していること
- (7) 過去3年間に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと
- (8) 個人、代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- (9) 破産手続き開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと
- (10) 道税の滞納がないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
- (12) 応募団体の役員又は個人が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと
- (14) 複数の法人等による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、コンソーシアムの構成員が単体又は他のコンソーシアムの構成員として参加するものでないこと

3 企画立案

応募申請は、次のような基本的考え方を踏まえて企画立案すること。

- (1) 類似業務経営経験の状況
- (2) 営業責任者及び有資格者等の業務経歴の状況
- (3) 調理師等の配置・従業員の雇用・管理体制等
- (4) 収支計画等(使用料の負担割合(50%以上))
- (5) 栄養管理の考え方
- (6) 地元食材の活用とその頻度
- (7) 提供メニューの考え方
- (8) 価格の考え方
- (9) 環境配慮の考え方
- (10) 注文の受け方、注文品の受け渡し方法
- (11) 顧客対応・事故対応の体制
- (12) その他事項の提案等

4 出店者の選定

「釧路総合振興局福利厚生施設運営プロポーザル審査会」を設置し、応募者の提案書類等を審査のうえ、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定する。

5 出店手続

出店者を決定した後、行政財産の使用許可を受けて出店となる。
なお、管理運営については、覚書を取り交わすこととする。

6 公募に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 釧路総合振興局総務課
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目2-54
- (3) 連絡先 電話：0154-43-9122

7 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び選定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による(下記の総務課ホームページを参照すること)。
<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/syokuinnzaisannhp.html>
- (4) この手続きは、電子契約をすることが可能。
(下記の改革推進課ホームページを参照すること)。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/156648.html>